

加東市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、教職員の勤務時間の適正化を目指し、これまでから「加東市学校業務改善推進計画」をはじめとした計画の策定や、各学校・地域の実態に応じた取組を進めてきた。令和2年4月に、「県費負担教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」を策定し、教職員の業務量の適切な管理や健康および福祉の確保を図るための取組を進めている。

また、令和2年度から、加東市学校働き方改革（業務改善）推進委員会を開催し、勤務時間の適正化推進に係る現状について意見交流し、業務改善の対策等について協議を重ねて取組を推進してきた。令和4、5年度にICT活用働き方改革（業務改善）推進委員会を開催し、ICT活用の状況及び業務改善内容について協議し、サービス管理の電子化につなげることができた。令和6年度に、中教審答申や国の通知を受けて、県教育委員会と連携・協働の上、全県共通目標及び全県共通取組を設定した。

さらに、令和7年度に、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組へ理解・協力を得るための県・市町共同メッセージを発出し、全県一丸となって取組を推進している。

こうした取組の結果、市立学校における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

1箇月時間外在校等時間	教職員数※1	割合※2
80時間超	【市】10人 【県】1,077人	【市】4.2% 【県】12.2%
45時間超	【市】135人 【県】3,958人	【市】56.5% 【県】44.9%

※1 令和6年度において1箇月でも月80時間または45時間を超えたことがある教員の実人数

※2 【市】教員239人に占める割合 【県】教員8,823人に占める割合

一人当たりの超過勤務時間については、月平均で約半数が30時間以内に収まっているものの、月平均30時間を超える教職員も半数以上存在しており、勤務時間は二極化している。

一人あたり年間平均（月平均） 時間外在校等時間	教職員数	
	年間360時間超 （月平均30時間）	年間720時間超 （月平均60時間）
【市】 317時間16分（月平均：26時間26分）	【市】 114人（47.7%）	【市】 14人（5.9%）
【県】 314時間47分（月平均：26時間19分）	【県】 3,158（35.8%）	【県】 527人（6.0%）

なお、令和6年度の市立学校における精神疾患による病気休暇等取得者はいない。

2 計画期間

令和8年度から令和11年度（4年間）とする。

政府の目標『令和11年度までに月平均30時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

3 目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月45時間以内となること、さらに、政府の目標である、1箇月時間外在校等時間平均30時間程度、1年間時間外在校等時間360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合：100%
- ・1年間における教職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間：30時間程度
- ・1年間時間外在校等時間：360時間以下

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

- ・年次休暇を計画的に年間10日以上を取得する教職員：100%

※参考 市：調査中

県：【R6実績：平均13.6日、10日以上取得 71.5%】

- ・ストレスチェック（公立学校共済組合心のセルフチェックシステム）における健康リスク値（総合）120以上の所属数（全国平均が100）：0所属

※参考 市【R6実績：0所属】

県【R6実績：3所属】

4 実施する業務量管理・健康確保措置

(1) 業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン（令和6年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）～

①教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・年次休暇取得に係る目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

- ・定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週1日以上実施
- ・ノー会議デー：会議を設定しない日を週1日以上実施
- ・ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ1日以上設定）する日を週2日以上実施

ウ 「業務改善プロジェクトチーム」（学校業務改善推進委員会）の設置

- ・全学校に設置し、業務改善の取組について協議するプロジェクトチーム会議（学校業務改善推進委員会）を開催

②業務の整理とマネジメント

ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守

- ・「ノー部活デー」の実施【再掲】
- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度

③ICT活用による業務の効率化

ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化

イ 担当者研修会の実施

- ・教育委員会による情報教育担当教員に対する情報教育研修の実施

ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICTの積極的な活用

- ・統一のシステムやアプリの導入
- ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備

④「チーム学校」としての業務改善

ア 「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進（再掲）

イ 外部人材の積極的な活用

- ・事務補助、スクールサポートスタッフ、スクールアシスタント、介助員、部活動外部指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの外部人材を積極的に活用
- ・教育支援センター（校内含む）に、教育支援相談員、教育支援センター指導員、生活指導補助員の市会計年度任用職員を積極的に活用
- ・地元の兵庫教育大学の学生を学習支援員として積極的な活用
- ・保護者や地域の方々に、登下校の安全見守り活動を依頼

⑤制度・仕組みの見直し

ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施

- ・学校教育課において各学校の教育課程の編成を点検し、学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施

イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し

- ・好事例集の取組を推進

ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し

- ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施

⑥執務環境の整備

ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」

- ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進
- ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備【再掲】

イ ハラスメントのない職場環境づくり

- ・ハラスメント防止指針の周知・徹底
- ・管理職・一般職員研修の充実
- ・相談窓口の活用周知

～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

①学校以外が担うべき業務

ア 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

- ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進や、地域コーディネーターの配置により、関係者間の連絡調整を実施

イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等による学校では対応が困難な事案への対応

- ・スクールロイヤーの配置により、法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援
- ・学校教育課等による、保護者、住民からの電話相談・面接相談及び早期解決への協力等の支援を実施

②教師以外が積極的に参加すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・学校等を対象に実施する調査の内容の見直しや、調査数等についても把握・精選を継続実施し、調査数・量を縮減
- ・校務支援システム等の活用を定着させること等により、照会業務の効率化を推進

イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会内に相談窓口を設置し、学校からの問い合わせへの対応や、各校にICT機器支援員派遣等の支援を実施

ウ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・既存学校プールの改修については、市財政状況や費用対効果等を総合的に判断し、検討
- ・プール自体の外部委託については、教育委員会や学校等、広く議論する必要あると認識

エ 部活動

- ・部活動の「ガイドライン」（「いきいき運動部活動」（4訂版）及び「文化部活動の在り方に関する方針」）に基づき、「ノー部活デー」を実施
- ・部活動指導員の配置
- ・部活動改革推進室を設置し、加東市部活動あり方検討委員会等を開催し、計画的な地域展開を検討

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備

- ・採択教科書に準拠した指導計画作成に関して、ICT活用やDX推進による業務効率化を推進

イ 学習評価や成績処理

- ・教育情報ネットワーク・校務支援システムのクラウド化を見据えたICT環境整備の推進
- ・新学習指導要領に対応したデジタル採点システム及びその後の成績処理から通知表や指導要録入力まで一元化できるシステムを整備

ウ 進路指導の準備

- ・児童生徒が将来の進路を選択できる能力を育成し、希望する進路を実現するための支援を行い、将来の夢を実現する基盤を構築

- ・市福祉関連課等と連携した発達サポートセンターによる幼児期から大人まで支援する体制を整備

エ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる児童生徒に関する教職員の相談や、児童生徒理解等に関する教職員研修や助言等を実施
- ・スクールロイヤーによる法律相談を定期的実施するとともに、学校訪問等を通じた保護者対応等に効果的な助言や支援等を実施
- ・市福祉総務課主催の加東市要保護児童対策地域協議会実務者会議等で支援方針を検討、共有し、家庭も含めた支援を各課と連携した支援体制を構築
- ・児童生徒の発達等に関する専門知識を有する職員が常駐する発達サポートセンターが、保護者をはじめ教職員の相談に応じるとともに、大学の学識経験者とともに学校を訪問して、児童生徒の様子を直接見て、適切な助言や支援等を実施
- ・国際交流協会と定期的に情報共有する場を設け、日本語指導などの支援が必要な外国人児童生徒や家庭への支援に協力を依頼するとともに、市多文化共生サポーターや多言語相談員の派遣、通訳システムの充実による支援体制の拡充

～その他の取組～

- ・教職員の勤務時間適正化 先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、指導・助言を実施
- ・教職員の校務の効率化や児童生徒の学びの充実に向けて、教職員による生成AI等の活用の促進
- ・教育委員会職員と教職員（管理職・教員・事務職員）がアクセスできる校務支援システムを令和8年度に更新

(2) 健康の保持増進

～ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組～

- ・年次休暇取得に係る目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・各学校における労働安全衛生委員会等の定期的な開催
- ・1箇月時間外在校等時間が月80時間超または2～6月平均80時間超の職員への産業医面談指導の実施
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知【再掲】
- ・各所属における年次目標を設定し、長期目標の達成に向けた取組を推進

心の健康づくりを目指した長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

(3) 取組の実効性を高めるための推進体制の整備

- ・教育委員会、学校で働く各職種の職員が相互に連携し、現状の共有や有効な支援などを検討する「加東市学校働き方改革（業務改善）」の設置・運営
- ・全県共通目標及び取組の実施状況の評価・検証等を実施する「働きがいのある職場づくり推進本部」を学校教育課内に設置・運営
- ・年度ごとに「加東市立学校業務改善推進計画」を作成し、具体的な業務改善の推進

5 今後のフォローアップ

- ・「働きがいのある職場づくり推進本部」及び定例教育委員会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・共同メッセージ等を活用し、学校ホームページへの掲載や、PTA（PTCA）・学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・様々な機会を捉えた各学校へ本計画の周知
- ・管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実
- ・教育委員会職員と教職員（管理職・教員・事務職員）がアクセスできる校務支援システムを令和8年度に更新【再掲】